

平成29年度 神戸市国民健康保険運営協議会 第1回専門部会（保険料）

- 1 日 時 平成29年11月8日（水） 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 市役所1号館8階大会議室
- 3 出席者 神戸市国民健康保険運営協議会委員(敬称略)
公益代表 足立(正)委員
保険医・薬剤師代表 村岡委員
被保険者代表 玉田委員
専門委員（敬称略）
上村委員
神戸市（事務局）
三木保健福祉局長、花田高齢福祉部長、
野崎国保年金医療課長、有原国保適正化担当課長
- 4 検討事項 平成30年度からの都道府県化に伴う諸問題について
資料1 平成28年度 専門部会における検討内容について
資料2 平成30年度 都道府県化後の保険料について
・兵庫県国民健康保険運営協議会 資料
資料3 平成30年度からの事務の標準化について
・延滞金の取扱
・年金からの特別徴収
資料4 今後のスケジュール

5 議事内容

○部会長による職務代理者の指名

足立(正)部会長より職務代理者に中田委員を指名

(1) 資料1・2について

事務局より説明

<主な意見・質問>

委員：納付金についての仮の試算は兵庫県から提示されているのか。

事務局：具体的な納付金の試算については兵庫県からまだ公表はされていない。

委員：各市町にとって、納付金についてこういった通知がされ、その納付金をどう具体的に集めるかということが重要な課題になる。

事務局：11月の試算結果の扱いがどうなるかによるが、試算の結果は予算編成の要求で使用するようになる。実際の確定する納付金の額は年明けの1月にならないと決まらないため、市議会に実際に予算を要求する直前に正式に決まるというタイトな日程となる。

委員：資料3ページの上部の「各市町の医療費水準に応じた公平・適切な保険料率の設定」から「将来的な保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）」までは、どのくらいの期間を予定しているか。

事務局：今回の運営方針の中では特に期限は決められておらず、あくまで将来的という表現にとどまっている。兵庫県では激変緩和の期間を8年間としており、この運営方針は制度施行当初からの3年間を定めたものであるので、恐らくではあるがその激変緩和の期間を経てという見通しではないかと思われる。各市町で保険料の水準に違いがある状態がその程度続くと兵庫県は見込んでいるということだが、保険料の水準以外にも合わせていく部分があるため、この計画の次期計画以降において、それらに振られてくることになると思われる。

委員：高額な薬剤による高額医療が保険料に及ぼす影響は予想されるか。

事務局：平成27年度では高額な薬剤により医療費が大幅に上昇したが、その後の平成28年度以降は、2年ごとに行われる診療報酬・薬価改定により医療費が引き下げられる要因もあったため、そういった高齢化と医療の高度化の両面で医療費の増減があり、その医療費に連動し保険料が増減する要素がある。

委員：平成28年度は平成27年度と比べて医療費が下がったが、激変緩和においてそういった増減があった年をもとに推計することによってゆがみは生じないか。

事務局：資料では平成25・26・27年度の3年間の実績から医療費の伸びを4%、保険料の伸びを2.3%と推計しているが、平成28年度をもとにした場合にはそれより下がる可能性はある。ただし、考え方としてはこの4%ということではなく、医療費の伸びを上回る部分について激変緩和措置を行うということであり、4%という数値そのものは変動するが激変緩和の考え方自体は変わらないということが兵庫県の説明となる。

(2) 資料3・4について

事務局より説明

<主な意見・質問>

委員：国保システムが旧システムから新システムへ変更することにより、国保会計に大きな影響はあるか。

事務局：これまで旧システムでは、税や住民基本台帳をはじめとするさまざまな基幹系業務を一つのホストコンピュータの中で構築しており、そのシステムの構築・運用費を含めて手数料のような形で支払っていた。新システムにおいては、それを廃止し、オープン型のサーバーシステムで構築しており、環境構築やシステム構築は、それまでホストコンピュータに支払っていた費用を新システムの調達や構築に振り替えている。環境の構築形態や運用形態は大きく変わったが、費用としては従前どおり一定の負担をしていくことになる。

委員：延滞金徴収の徴収を開始するということだが、延滞金の規模はどのくらいか。

事務局：特に試算はしていない。

委員：特別徴収について、現在保険料の支払い方法として口座振替を選択している人に、特別徴収に変更するよう誘導することもないのか。

事務局：現在、保険料支払いの方法として口座振替を推奨しており、特段申し出ない限りにおいては口座振替から特別徴収に切り替えることは考えていない。

委員：市民の方は特別徴収に対する抵抗感が強いのではないか。

事務局：特別徴収を現在行っている後期高齢者医療の印象からすると、特別徴収はあまり望ましくないという考えの方と、なぜ特別徴収しないのかという方がいる。

委員：後期高齢者医療や介護保険では、特別徴収はしないでほしいという声が審査会に出る意見として多いように思うので、丁寧に説明することが必要だと思われる。

事務局：後期高齢者医療においても、特別徴収をせずに口座振替を選択できるようになっているかと思う。できるだけ納付書での支払いから、そういう引き落としのほうを選んでいただきたい。